

令和7年第2回定例町議会 行政報告（追加）

令和7年6月19日提出

町宿泊税につきましては、税率改正を含めた条例の一部改正案を令和7年第1回定例会開会日に可決いただき、翌日には、同意に向けた変更協議書を総務省に提出いたしました。以後、三ヶ月が経過しておりますが、国での審議は現在も継続しているところです。

本町に先行して審議中の北海道宿泊税では、総務省から、適用除外規定や、道税相当額を町が道との合意に基づき交付する手法について疑義が呈され、この度の北海道議会第2回定例会において、道宿泊税条例の改正について審議されると伺っております。

町としましては、町と道の双方で合意に至ったこれまでの手法に一定の合理性はあるとの認識でおりますが、本町の条例変更協議にも影響のある見解が国から示されたことを踏まえ、今回所要の改正を行う判断をいたしました。

町と道双方の条例改正により、本町が税制上の適用除外という特例的な取扱いにはならず、他の地域と同様に道宿泊税の徴収委任を受けた上で、我が町独自の定率制の維持を可能とする制度になるものと考えております。

本日、倶知安町宿泊税条例の一部改正案を、追加提案しておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上、行政報告といたします。